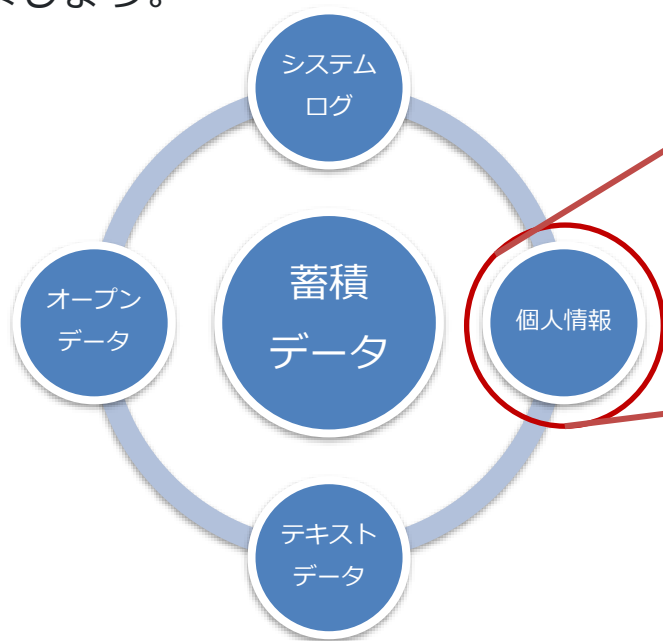


マーケティングご担当者様必見！

**変化する環境への準備が必要！
注意が必要な個人情報の取り扱いについて**

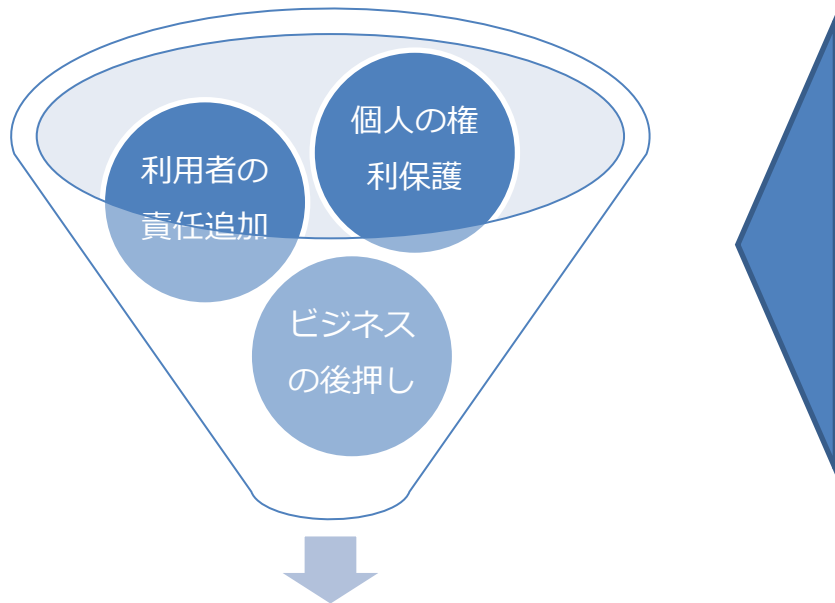
技術の進歩により従来以上にマーケティングの手法は多様化しています。そんな中、様々なマーケティングの手法を支えるのが利用者の情報や製品の情報、通信の記録といった様々なデータです。データの取り扱いは様々な注意が必要ですが、最も慎重な取り扱いが必要なのは『個人情報』ではないでしょうか？改正法が施行される2022年4月に向けてポイントを確認してみましょう。



どのような経緯で改正されたのでしょうか？

なぜ個人情報保護法が改正されたの？

今回の改正は『個人の権利保護』や『利用者の責務追加』、さらには『イノベーション推進』などを目的としています。事業者至今已以上に厳重な取り扱いを求めることで、適切な管理のもとデータ活用を行い、現在のビジネスシーンを加速させることを狙った改正のようです。



“個人情報保護法改正”



具体的に改正されたポイントとは？

個人情報保護法は2020年6月に改正され、2022年4月に施行されます。改正前後のポイントで特に重要なポイントは以下の通りです。

	改正前	改正後
個人情報データの開示	原則書面での請求	電磁的記録での請求が可能
第三者提供記録の開示請求	対象外	請求対象
情報漏えい発生時の本人通知	努力義務	・義務化 ※個人の権利利益を害する可能性がある場合 ※一定以上の個人情報の漏えいや一定の類型に該当する場合、国への報告も義務化
短期保存データの取り扱い (6か月以内に消去されるデータ)	「保有個人情報」に含まれず、開示等の対象外	「保有個人情報」に該当し、開示等の対象
仮名加工情報	記載なし	新設
個人関連情報の取り扱い	記載なし	Cookieなどの扱いについて制定 ※利用時の同意が必要となった

違反した場合はどうなってしまうのでしょうか？

ビジネスでの個人情報の利用シーンは拡大しているとともに、漏えいが発生したときのリスクもより甚大化する傾向にあります。

結果、今まで以上に慎重な管理や運用を促すよう2020年12月に引き上げられた法定刑もより重大なものとなっております。

改正前

命令違反：6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

虚偽報告：30万円以下の罰金



改正後

命令違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

虚偽報告：50万円以下の罰金

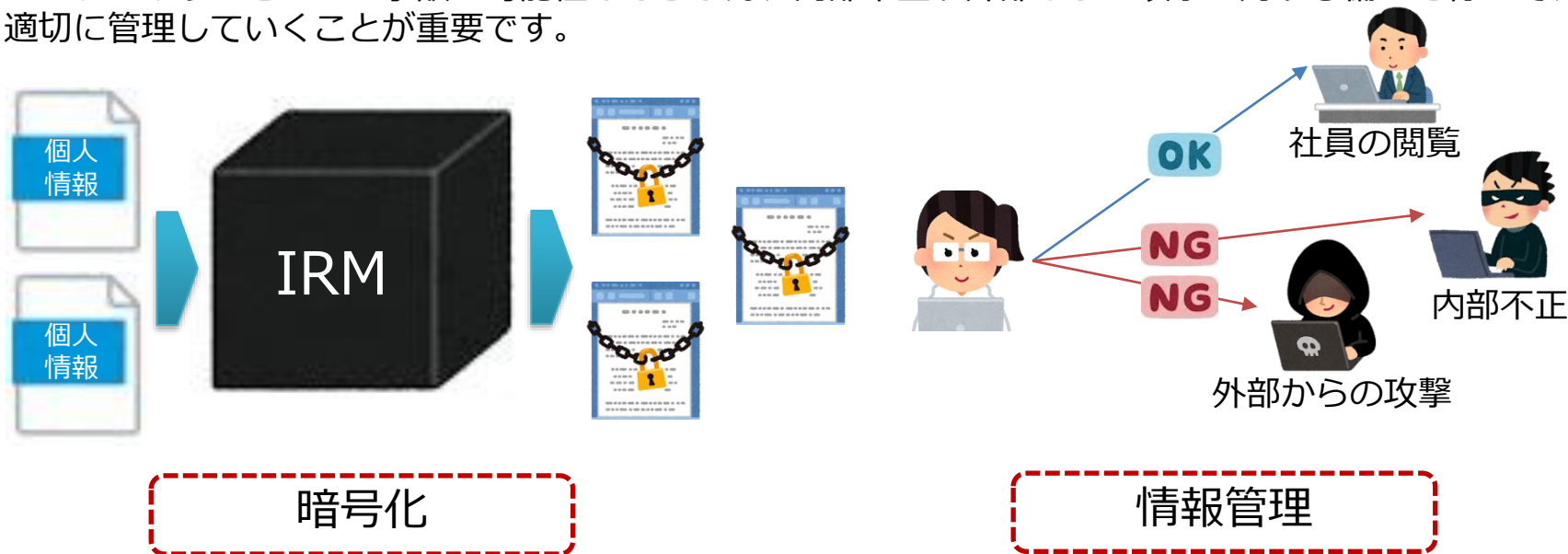
※行為者に対する罰金刑を記載、このほか法人に対する罰金刑も厳罰化

個人情報を適切に保護、運用するためにはどうしたらよいのでしょうか？

個人情報保護を適切に行うには

- ・『暗号化し不要（不正）なアクセスをさせないこと』
- ・『どのような操作が行われたか適切に管理すること』です。

ついうっかり…といった事故の可能性はもちろん、内部不正や外部からの攻撃に対する備えを行って、適切に管理していくことが重要です。



暗号化と情報管理を実現するツールはこちら！

FinalCodeは個人情報保護に必要な『情報を暗号化すること』『適切に情報を管理すること』だけでなく『あとから消す』ことも可能であるため、企業内のより強固な個人情報の保護、管理を支援します。



守る

高度なIRMで指定した人・権限のみ操作可能。
作成された瞬間に守る運用も可能。

- パスワードレス
- 閲覧者指定
- 期間・回数指定
- 印刷・編集制御
- 不正時自動削除
- 印刷・画面透かし設定



透過暗号ファイルは従来の拡張子のまま、アイコンに鍵マークだけが追加され、開封はパスワード不要でダブルクリックのみです。



追跡する

ファイルが手元を離れたあとも、アクセスログで追跡することが可能。

- アクセスログ確認
- 不正閲覧検知
- 操作ログ確認

日時	ファイル名	接続元IPアドレス	操作
2015/03/04 10:00:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	閲覧
2015/03/04 10:05:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	印刷
2015/03/04 10:10:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	ダウンロード
2015/03/04 10:15:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	削除
2015/03/04 10:20:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:25:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:30:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:35:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:40:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:45:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:50:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 10:55:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有
2015/03/04 11:00:00	機密ドキュメント.pdf	192.168.1.100	共有



“あとから”消せる

渡したファイルを“あとから”削除することが可能。

- リモートファイル削除
- リモート権限変更



■ 暗号化によるデータ保護

適切な権限設定で必要な相手にのみ情報を共有し、不正なアクセスからデータを防衛。

■ 情報管理による運営の最適化

展開した情報が適切に扱われているか、モニタリング可能な環境を提供。

■ コンプライアンス強化

万一情報が漏えいしても中身を見せないだけでなく、遠隔消去でリスク低減。

詳しくはこちら

FinalCode



デジタルアーツ株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー14F Tel 03-5220-1110 Fax 03-5220-1130

製品に関するお問い合わせ：Tel **03-5220-3090**【受付時間】平日9:00～18:00（土、日、祝日、弊社指定休業日を除く） E-Mail sales-info@daj.co.jp URL www.daj.jp

■本書は、2021年1月現在の情報を基に作成されています。最新の情報は弊社Webサイトをご参照ください。■Active Directory、Internet Explorer、Microsoft Edge、Microsoft 365およびWindowsは、Microsoft Corporationの登録商標または商標です。Android、GmailおよびGoogle Chromeは、Google LLCの登録商標または商標です。IOSは、Apple Inc.のオペレーティング・システムの名称です。IOSは、Cisco Systems, Inc.の登録商標または商標です。 デジタルアーツ、DIGITAL ARTS、i-FILTER、info board、Active Rating System、D-SPA、NET FILTER、SP-Cache、White Web、ZBRAIN、m-FILTER、m-FILTER MailFilter、m-FILTER Archive、m-FILTER Anti-Spam、m-FILTER File Scan、Mail Detox、FinalCode、DigitalArts@Cloud、Desk@Cloud、DアラートおよびDコンテンツその他の弊社・弊社製品関連の各種名称・ロゴ・アイコン・デザイン等はデジタルアーツ株式会社の登録商標または商標です。 その他、本書に記載されている各社の社名、製品名、サービス名およびロゴ等は、各社の登録商標または商標です。■本書に記載されている製品の各種ライセンスの定義およびライセンス別の価格については、各製品の価格表をご参照ください。■本書に掲載されている画面および画面設定例は、解説のためのイメージ図であり、実際の画面とは異なる場合がございます。■本書に記載の内容は変更される場合があります。予めご了承ください。■見やすく読みましがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

2021/1 DD-00000-000